

2007年6月18日

〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1  
足立区役所  
区民部区民課長 亀村精一様  
(亀村様異動の場合は後任の区民課長様をご覧ください)

〒 東京都足立区

半沢一宣(印)

「北千住駅喫煙場所周囲の受動喫煙曝露に関する報告書」  
ほか関係資料送付の御挨拶

前略失礼いたします。

昨年11月7日付け「禁煙特定区域内の喫煙所の周辺における受動喫煙対策等に関する質問状」に関連する標記の資料がまとまりましたので、お送りいたします。

この報告書は、健康開発科学を専門とする知人の産業医に依頼し、北千住駅周辺の2ヶ所の喫煙所それぞれにおいて、受動喫煙の発生状況を検証した測定調査の結果をまとめたものです。

この産業医は、報告書の中では言及していませんが、測定調査の当日「喫煙所は2ヶ所とも周辺の建築物と一体化しており、明らかに健康増進法第25条が言う『室内又はこれに準ずる環境』に該当する」と、口頭で指摘しています。

参考のため、この報告書を添えて足立区議会に提出した「区民等の受動喫煙被害を誘発している、禁煙特定区域内の喫煙所の廃止などを求める陳情」も添付いたします。(この陳情は、正式に受理される際に、文面が多少変更される場合があります。)

私は、区に、受動喫煙防止上問題があることが科学的にも裏づけられた2ヶ所の喫煙所の廃止と、喫煙所設置の根拠となっている「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」の改正とを、重ねて求めたいと思います。

上記の条例を所管する貴部は、この報告書を受けて、問題の喫煙所の周辺における受動喫煙防止のために今後どのような取り組みをなさるお考えでしょうか。また、もしも何も取り組む考えがないとしたらその理由はどのようなものでしょうか。何かと御多忙のおり誠に恐縮ですが、この点に係る貴部の見解を、今月30日(土曜日)必着にて書面で御教示くださいますよう、お願い申し上げます。

草々

記事 クロネコメール便による配達記録

荷物番号 9790-3178-2385(速達)

2007年6月19日 足立区役所前宅急便センターにて投函完了

\* 本状に対する足立区区民部からの回答は無し。